

2023 年 6 月 15 日

お客さま各位

東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号
株式会社エコログ

設備メンテナンスサービス利用約款の改定に関するお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は 2023 年 7 月 1 日付にて、お客さまにご提供しております設備メンテナンスサービスについて定める設備メンテナンスサービス利用約款（以下「利用約款」といいます。）を改定いたしますので、その内容を下記のとおりご案内申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■ 改定日

2023 年 7 月 1 日

■ 改定内容：設備メンテナンスサービス利用約款

① 「業務用安全確認点検」のサービス内容の変更

当社は、2023 年 7 月 1 日以降、設備メンテナンスサービスの個別サービスのうち「業務用安全確認点検」の内容を以下のとおり変更いたします。実施する工種が 2 工種から 1 工種に減少いたしますが、お客さまにお選びいただける工種が全 7 種に増加いたします。

変更前（2023 年 6 月 30 日以前）の内容	変更後（2023 年 7 月 1 日以降）の内容
1 年に 1 度、利用会員の店舗・施設に訪問し、 <u>以下各号の安全確認点検を実施します。</u> (1)電気設備（店舗・オフィス内の電気設備） (2)厨房設備（飲食店舗内の厨房設備）	1 年に 1 度、利用会員の店舗・施設に訪問し、 <u>以下各号のうち 1 工種の安全確認点検を実施します。</u> (1)内外装 (2)電気設備（店舗・オフィス内の電気設備） (3)空調設備 (4)給排水・水周り (5)厨房設備（飲食店舗内の厨房設備） (6)清掃 (7)自動ドア

※詳細は、改定後の利用約款別紙「本サービスの概要」の内容をご確認ください。

② 月額利用料の無料期間の廃止

当社は、2023年7月1日以降、設備メンテナンスサービスの月額利用料について、利用開始日が属する月を1ヶ月目として3ヶ月目の末日までを無料期間とする旨の規定を削除いたします。

※設備メンテナンスサービスを単体で利用される場合についての変更であり、当社の電気またはガス供給サービスに付随するサービスとして設備メンテナンスサービスを利用される場合に適用される無料期間については、当該電気またはガス供給サービスに係る料金表等に別に定める条件のとおりです。

③ 利用料金の支払方法に関する規定の変更

当社は、2023年7月1日付にて、設備メンテナンスサービスの利用料金の支払方法について以下の規定を追加し、お客さまのお支払いに適用いたします。

(1) コンビニ払込票によって支払われる場合の規定の追加

お客さまが料金をコンビニ払込票によって支払われる場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、当月末日締めの利用料金の支払期日は、別段の定めが無い限り翌月末日とします。なお、事務手数料として、支払い1回あたり550円（税込）をお客さまにご負担いただきます。

(2) 指定の支払方法によるお支払いが確認できない場合の規定の追加

あらかじめ指定された方法によるお客さまのお支払いが確認できない場合、コンビニ払込票またはPayPayもしくはLINEPayのいずれかによりお支払いいただくことがあります。この場合、それぞれ支払い1回あたり550円（税込）の事務手数料をお客さまにご負担いただきます。

※詳細は、改定後の利用約款第9条（本サービス利用料金等）の内容をご確認ください。

④ 遅延損害金に関する規定の修正

遅延損害金の年率に関する補足文言を追加いたします。

※詳細は、改定後の利用約款第9条（本サービス利用料金等）の内容をご確認ください。

⑤ お客さまの情報の取り扱いに関する規定の追加

当社及び当社グループ会社による、プライバシーポリシーの規定に基づくお客さまの情報の取り扱いに関する規定を追加いたします。

※詳細は、改定後の利用約款第15条（利用会員に関する情報の取り扱い）の内容をご確認ください。

⑥ その他お客さまの利用契約の実質的な変更を伴わない形式的な修正

■ お問い合わせ先

エコログカスタマー

- ・メールフォームでのお問い合わせ <https://eco-log.co.jp/contact/>
- ・お電話でのお問い合わせ 0570-056-383 10:00~18:00（日祝除く）

※改定後の利用約款につきましては、[こちら](#)からご確認いただけます。

以上